

## 足利市ロケーション誘致促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における映画、テレビドラマ、コマーシャル、プロモーションビデオなど（以下「映画等」という。）のロケーション活動を誘致し、本市経済の活性化、観光誘客を図るとともに、映画等の映像を通じて、本市の知名度の向上、イメージアップにつなげるため、足利市補助金等交付規則（平成19年足利市規則第60号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ロケーション活動」とは、シナリオ作成のための活動（シナリオ・ハンティング）、撮影場所の選定のための活動（ロケーション・ハンティング）、映画等の制作のため行われる撮影など、市内で行われる撮影終了までの一連の活動をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項に該当する事業者とする。

- (1) 原則として法人格を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
- (2) 明確な経理を実施していること、又は実施できると認められること。
- (3) 活動が完遂できると認められること。
- (4) 次に掲げる団体又は個人でないこと。

ア 特定の宗教・思想・政治等を目的とするもの

イ 暴力団又は暴力団員及び密接関係者（足利市暴力団排除条例施行規則（平成24年足利市規則第29号）第3条に規定されるもの）と判断されるもの

ウ その他活動目的が補助金交付に適さないと判断されるもの

### (補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付申請までに市と協議を行い、第1条の目的を達成すると市長が認められたもの
- (2) おおむね2か月以上継続してロケーション活動が行われ、市内業者に1,000万円以上の発注がされる等、直接的な経済効果が見込まれるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業1作品に係る資機材発注費、美術制作費、宿泊費、食費、建設費、イベント経費、車両費、人件費（市内在住者に限る。）、施設利用費、

機材運搬費など、ロケーション活動に係る経費全般のうち、市内において支払いが行われたものとする。

ただし、市有施設の使用料について減免を受けた経費は除く。

(補助対象経費の期間)

第6条 この補助金は、第10条により交付決定のあった年度の予算をもって対応し、その補助対象経費の期間は、ロケーション活動の期間とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1とする。この場合において、その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の額の上限は、1,000万円とする。

(補助金交付申請の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要（様式第4号）
- (4) 上映・放送等計画書（様式第5号）
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第6号）
- (6) シナリオ

(交付申請書の提出期限)

第9条 補助金交付申請書は、当該映画等の劇場公開又は放送を開始する日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、補助金交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

(交付の決定通知)

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。（様式第7号）

2 市長は、補助金を交付しないことに決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業を変更し、又は中止する場合は、遅滞なく次に掲げる書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 変更(中止)承認申請書(様式第8号)

(2) 変更収支予算書(様式第9号)

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及びこれに付した条件を変更した場合は、速やかに補助事業者へ通知するものとする。(様式第10号、様式第11号)

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付の上、提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第13号)

(2) 補助対象経費の支出を証する書類(領収書又は支払証書兼受領証明書(様式第14号))

(実績報告書の提出期限)

第14条 実績報告書の提出期限は、補助事業に係る映画等を初めて公開した日又は放送した日から30日を経過した日までとする。

2 前項の期限までに補助事業が完了していない場合における実績報告書の提出期限は、当該補助事業が完了した日から30日を経過した日までとする。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。(様式第15号)

(補助金の交付)

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で、概算により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第16号)を市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 第11条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

- 第18条 市長は、補助金の交付決定を取消し、又は変更した場合において、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補助事業者の責務)

- 第19条 この補助金を交付され制作された映画等には、エンドロールに「足利市」を表記するなど、できる限り本市のPRに努めるものとする。

(実施の細則)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 改正後の足利市ロケーション誘致促進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に補助金交付が申請される補助事業について適用し、同日前に補助金交付が申請された補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。